

「やまだ議会だより」表紙写真公募要領

1 目的

町民に開かれた議会を目指し、議会への関心を高めるため「やまだ議会だより」の表紙の写真を公募します。

2 募集内容

山田町内で撮影した四季折々の行事や子どもや家族の笑顔など「やまだ議会だより」の表紙にふさわしい写真で、次のいずれにも当てはまるものを募集します。

- (1) 応募者本人が山田町内において、おおむね1年以内に撮影したもの
- (2) 未発表のもの
- (3) タテ向きで、2～4メガバイトデジタルデータ等で提供できるもの
- (4) 次のテーマに沿っていること

テーマ：子どもや家族の笑顔、地域等での行事、町内の好きな風景

- (5) 人物、対象物を特定できる場合は、本人（中学生以下の場合は保護者）や対象物の所有者の承諾を得たもの

※イベント等で多数の被写体が撮影されている場合は個人特定性が低い写真とみなし、この限りではありません。

※タテA4判で掲載し、上部に「やまだ議会だより」のタイトルが入りますので、ご留意ください。

3 応募資格

問いません。どなたでも、何点でも応募できます。

4 応募期間

- (1) 5月1日発行号・・・3月20日までの受付
- (2) 8月1日発行号・・・6月20日までの受付
- (3) 11月1日発行号・・・9月20日までの受付
- (4) 2月1日発行号・・・12月20日までの受付

5 応募方法

必要事項（応募者の氏名・住所・電話番号・撮影年月・撮影場所・写真の説明など）を記入した応募用紙と応募写真をEメールに添付するか、CD、DVDに保存して山田町議会事務局に持参または郵送してください。なお、CD等は返却いたしかねますのでご了承ください。

また、USBメモリやSDカードなど、返却が必要な媒体での応募は受け付けられません。

6 審査

審査の対象は、各号ごとの締め切りから起算して過去1年以内に応募を受け付けた写真とします。そのため、採用に至らなかった写真は次号以降に繰り越して再度審査いたします。

審査は議会広報編集特別委員会が行います。審査結果など、審査に関するお問い合わせにはお答えできかねます。

7 審査基準

- (1) 議会だよりにふさわしい写真であるか
- (2) シャッターチャンスをつ捉えているか

8 掲載

審査で選出された写真を議会だよりの表紙に採用し、応募者（撮影者）の氏名、住所（地区名まで）を掲載します。ただし、氏名・住所の掲載を希望しない場合はこの限りではありません。また、応募用紙に記入されている写真の説明を掲載することもあります。

表紙写真として採用されなかった写真も、表紙以外の箇所に掲載することもあります。

写真を掲載した議会だよりは、町内全戸に配布するほか、町議会ホームページでも公開します。

9 応募上の注意

- (1) 応募写真に関する著作権は当町議会に帰属します。
- (2) 肖像権等の問題が生じた場合、その責任及び解決は全て応募者に帰属するものとします。
- (3) 採用された写真は、必要に応じてトリミング処理等を行うことがあります。
- (4) 記念品等はありませんのでご了承ください。

10 問い合わせ

山田町議会事務局

住 所：〒028-1392 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

電 話：0193-82-3111（代表）

メール：gikaijimu@town.yamada.iwate.jp